

令和元年度 保育所(保育所型認定こども園含む)施設監査結果

監査対象施設数: 59園(保育所: 46園、保育所型認定こども園: 13園)

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	I 適切な入所児童処遇の確保				
	1 入所児童処遇の充実				
	(1) 開所日数、時間、保育時間	開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。	最低基準条例第16条第2項、第37条	0	1
	(2) 年齢制限	入所児童の年齢制限を行っていないか。	児福法第4条、第39条	0	0
○	(3) 保育の実施	保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各事業所の実情に応じて適切な保育が行われているか。 ①全体的な計画を作成し、それに基づく指導計画が作成されているか。 ②保育の記録や自己評価に基づき、保育所児童保育要録が作成されているか。 ③保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。(努力義務) ④職員及び事業所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。	最低基準条例第38条、第39条、保育所保育指針	0	0
	(4) 私的契約	定員を超えて私的契約児を入所させていないか。	児保第3号通知	0	0
	(5) 健康診断	利用開始時及び少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しているか。また、その結果を記録し、保育に活用するとともに保護者へ連絡しているか。	最低基準条例第15条第1項、第2項、最低基準条例施行規則第2条、学校保健安全法第13条第1項、学校保健安全法施行規則第5条、第6条	0	0
○	(6) 事故防止	事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 ・ヒヤリハット記録簿の整備 乳幼児突然死症候群の防止に努めているか。(努力義務)	事故防止及び対応ガイドライン(事故防止のための取組み:施設・事業者向け)	0	0
	(7) 事故再発防止	死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。		0	0
	(8) 食育の計画	①児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。(努力義務) ②保育所における食育は、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものとなっているか。 ③食事の提供を含み、保育の計画に位置付けた食育の計画を作成しているか。 ④次の食育実践の資料とするため、食育実践の経過や結果を記録し、評価・改善するように努めているか。(努力義務) ⑤食に関わる保育環境に配慮しているか。	最低基準条例第14条第5項、保育指針第3章2(1)、(2)ア、雇児保発0401第1号通知、雇児保発第0329001号通知	0	0
	(9) 食事計画の作成	子どもの実態把握を行い、食事摂取基準を活用した食事計画を作成しているか。	雇児発0331第1号通知、健発0331第26号通知、雇児母発0331第1号通知	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(10) 給与栄養量の設定	①給与栄養量の目標を設定するよう努めているか。(努力義務) ②栄養状態の評価(子どもの発育状態の評価)を行い、給与栄養量を定期的に見直すよう努めているか。(努力義務)	雇児発0331第1号通知、健発0331第26号通知 雇児母発0331第1号通知、食事の提供ガイド	0	0
○	(11) 献立の作成・内容	①給与栄養量が確保できるように献立作成を行っているか。 ②季節感や嗜好を考慮し、変化に富んだ献立を作成しているか。 ③子どもの発達状況等に応じて食品の種類及び調理方法等に配慮しているか。 ④調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 ⑤保護者等に対する献立の提示等食に関する情報提供をするよう努めているか。(努力義務) ⑥摂取量、残食量等の把握により、その後の食事計画の改善に努めているか。(努力義務) ⑦定期的に施設長を含む関係職員による情報共有を図り、食事計画・評価を行っているか。	最低基準条例第14条第2項～第4項、雇児保発0330第1号通知、食事の提供ガイド、健発0331第26号通知、雇児母発0331第1号通知、雇児母発第0314002号通知	0	22
○	(12) 発育及び健康状態に応じた配慮	①園児一人一人の心身の状態等に応じ適切に対応しているか。 ②3歳未満児の食事の提供に配慮しているか。 ③食物アレルギーの食事提供時に、誤配・誤食等の発生予防に努めているか。(努力義務)	保育指針第3章2(2)ウ、雇児発0331第1号通知、雇児保発第0329001号通知、雇児母発第0314002号通知、児発第471号通知	0	0
	(13) 衛生管理	乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。 ・水道水の塩素濃度 ・プールの水質管理	最低基準条例第13条第1項、児企第16号通知	0	0
	(14) 感染症・食中毒対策	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務)	最低基準条例第13条第2項、児企第16号通知	0	0
	(15) 検便の実施	調理従事者等に検便を受けさせているか。	最低基準条例第15条第3項、児企第16号通知	0	0
	(16) 自園調理	食事の提供は、原則として自園調理で行われているか。	最低基準条例第14条第1項	0	0
	(17) 外部搬入	【満3歳以上児に対する給食の外部搬入を行う場合】 ①加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 ②受託者との契約内容が業務上必要な注意を果たし得る内容となっているか。 ③栄養士による必要な配慮が行われているか。 ④受託者が業務を適切に遂行できる能力を有しているか。 ⑤受託者が適時適切な対応を行うことができているか。 ⑥受託者が食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めているか。(努力義務)	最低基準条例第35条、最低基準条例規則第6条、雇児発0601第4号通知	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(18) 調理業務委託	①給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られているか。 ②施設内の調理室を使用して調理させているか。 ③栄養面での配慮がされているか。 ④施設は、児発第86号通知で示されている業務を行っているか。 ⑤受託業者は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。 ⑥契約内容は、児発第86号通知で示されている要件を満たしているか。	児発第86号通知	0	0
	(19) 関係機関との連携	子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。 また、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、施設の運営の内容を丁寧に説明するよう努めているか。(努力義務)	保育指針第3章1(1)、最低基準条例第5条第2項	0	0
○	(20) 自己評価	運営の内容について自己評価を行い、結果を公表するよう努めているか。(努力義務)	最低基準条例第5条第3項、第40条第1項	0	1
	(21) 外部評価	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に業務の改善を図るよう努めているか。(努力義務)	最低基準条例第40条第2項	0	0
	(22) 構造設備	採光、換気等、利用児童の保健衛生及び危害防止に十分考慮をした構造となっているか。	最低基準条例第5条第5項	0	0
	(23) 医薬品の管理	必要な医薬品その他医療品を備え、適正な管理が行われているか。	最低基準条例第13条第3項	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
○	(24) 設備基準の遵守	<p>次の設備基準を順守しているか。 ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設けている場合は、最低基準条例規則第5条の基準を満たしているか。</p> <p>①乳児又は満2歳未満児を入所させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室(乳児又は満2歳未満の幼児1人につき1.65㎡)又はほふく室(乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡) ※必要な用具を備えているか ・医務室 ・調理室 ・便所 <p>②満2歳以上児を入所させる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室(満2歳以上児1人につき1.98㎡) ※必要な用具を備えているか ・屋外遊戯室(満2歳以上児1人につき3.3㎡) ※保育所付近の代替場所でも同様 ・調理室(外部搬入で行う場合は調理設備で可) ・便所 	最低基準条例第5条第4項、第34条、最低基準条例規則第5条	0	0
○	(25) 職員等	<p>次の職員を配置しているか。</p> <p>①保育士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上 ・満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上 <p>②嘱託医</p> <p>③調理員(調理業務の全部を委託する場合は除く)</p> <p>【経過措置】 「保育所等における保育士配置に係る特例について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 ②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 ③保育の実施あたり必要となる保育士配置に係る特例 	最低基準条例第36条、最低基準条例規則第7条	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	II 保育所の運営の適正実施の確保				
	1 職員の処遇(※1は、委託費として支弁されている保育所のみ)				
	(1) 就業規則等の整備	就業規則等、必要な規程類が整備されているか。 職員への周知が行われているか。	労働基準法第89条 労働基準法第106条	—	—
	(2) 労使協定	労働基準法第24条の労使の協定が締結されているか。また、第36条の 労使の協定が締結され、労働基準監督署への届出が行われているか。	労働基準法第24条、第36条	—	—
	(3) 労働条件の明示	職員の採用時に(労働契約の締結に際し)、労働条件を明示している か。 非常勤職員(短時間労働者)の採用又は契約更新時に、労働条件を明 示しているか。	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条	—	—
	(4) 労働者名簿	労働者名簿が適正に整備されているか。	労働基準法第107条	—	—
○	(5) 給与	正規の手続きを経て給与規程が整備されているか。(※1) 給与規程等に従って運用されているか。 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して 極めて多額となっていないか。 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれているか。(※ 1) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれているか。(※1) 各種手当が規定され、適正に支払われているか。 各種手当の手当額、支給率が適当であるか。(※1) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当支給されていないか。(※ 1)	経理等取扱通知 労働基準法第89条 雇児発第488号通知 経理等取扱通知 経理等取扱通知 児発第471号通知 経理等取扱通知 経理等取扱通知	—	—
○	(6) 労働時間	法定労働時間を超えて労働させていないか。 変形労働時間制に関する労使協定が締結され、労働基準監督署への 届出が行われているか。	労働基準法第32条 労働基準法第32条の2、第32条の4	—	—
	(7) 時間外労働等に対す る割増賃金の支給	時間外労働等に対し、割増賃金が適正に支給されているか。	労働基準法第37条	—	—
○	(8) 年次有給休暇	適正な有給休暇制度が導入されているか。 就業規則等に従って運用されているか。	労働基準法第39条 労働基準法第89条	—	—

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(9) 育児・介護休業	適正な育児・介護休業制度が導入されているか。 育児・介護休業規程等に従って運用されているか。	育休介休法 育休介休法	—	—
	(10) 健康診断・安全衛生管理体制	職員の健康診断(雇入時、定期)が適正に行われているか。 衛生管理者や衛生推進者、産業医の設置等、適正な安全衛生管理体制が整備されているか。	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条 労働安全衛生法第12条、第12条の2、第13条	—	—
2 保育所の運営管理体制の確立(※1は、委託費として支弁されている保育所のみ)					
	(1) 予算	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	児発第471号通知	—	—
○	(2) 会計経理	①経理規程等必要な規定が整備され、当該規定に基づいた適切な運用がなされているか。 ②現金・預金等の保管が適正に行われているか。 ③内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。 ④会計諸帳簿と証憑書類が整備されているか。 ⑤収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。 ⑥保育所を経営する事業に係る区分ごとに積立金・積立資産明細書を作成しているか。 ⑦給付費の請求金額が適正に行われているか。 ⑧事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ⑨利用者負担金(職員給食費、延長保育、一時保育利用料等)が適正な額となっているか。 ⑩他の会計間の貸借が適正に行われているか。 【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】 保育所を経営する事業に係る区分ごとに以下の書類を作成しているか。 ・積立金・積立資産明細書 ・貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	児発第471号通知 児発第471号通知 雇児発第488号通知 児発第295号通知 児発第295号通知 児発第471号通知 児発第295号通知	—	—
○	(3) 委託費の運用	委託費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか(※1)	児発第471号通知 経理等通知、経理等取扱通知、経理等運用通知	—	—

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	(4) 契約	物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているか。	雇児発第488号通知	—	—
	(5) 内部規程	施設の運営について、下記の重要事項に関する規定を定めているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する保育の内容 ・職員の種別、員数及び職務の内容 ・保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ・保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ・乳児及び満3歳未満児及び満3歳以上児の区分ごとの利用定員 ・保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他保育所の運営に関する重要事項 	最低基準条例第16条第2項	0	5
	(6) 苦情対応	苦情を受け付けるための窓口等の必要な措置を講じているか。 ~具体例~ <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者、苦情受付職員の設置 ・第三者委員の設置 ・苦情内容等の記録簿の整備 ・解決結果の公表 	最低基準条例第19条第1項 保育指針第1章1(5)ウ	0	0
3 必要な職員確保と職員処遇の充実					
	(1) 職員の確保	職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ①職員の計画的な採用に努めているか。(努力義務) ②労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。(努力義務)	児発第471号通知	0	0
○	(2) 研修機会の確保	職員に対して資質向上のための研修の機会を確保しているか。	最低基準条例第8条第2項	0	0
	(3) 他の社会福祉施設との兼職	保育に直接従事する職員は、他の社会福祉施設等と兼ねていないか。	最低基準条例第9条	0	0
	(4) 秘密保持	業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を保持する措置を講じているか。	最低基準条例第18条	0	1

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
4 防災・防犯対策の充実強化					
○	(1) 避難設備の整備・点検	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。	最低基準条例第6条第1項	0	0
○	(2) 避難訓練	火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施し、結果を記録しているか。また、訓練を行う際は消防機関へ通報しているか。	最低基準条例第6条第2項、第3項 消防法施行規則第3条第11項	0	0
○	(3) 防災安全対策(火災)	①防火管理者を選任し届出を行っているか。 ②消防計画を作成し、所轄消防署へ届出しているか。 ③消防署の立入検査が行われ指示事項があれば改善しているか。 ④消防用設備等の点検及び報告を行っているか。	消防法第4条、第8条、第17条の3の3、 消防法施行規則第3条、第4条、第4条の2の4、	0	0
○	(4) 施設防災計画	①地震、風水害及び施設周辺の環境立地条件等から想定される災害(津波、土砂災害)等の非常災害ごとに、児童の安全の確保のための体制、避難方法等を定めた計画(施設防災計画)を策定し、同計画を施設の見やすい場所に掲示しているか。また、以下の項目が盛り込まれ、実効性のあるものか。加えて、内容を職員間で十分共有しているか。 ・児童福祉施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制 ②同計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携体制並びに児童を円滑に避難誘導するための体制を整備しているか。 ・風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。 ③避難訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて同計画の見直しを行っているか。	最低基準条例第6条第1項、第2項、第3項、第4項 児発第471号通知 県災害対策計画ガイドライン	0	4
○	(5) 備蓄食料	非常災害が発生した際に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。(努力義務)	最低基準条例第6条第4項	0	0
○	(6) 防犯対策	防犯について配慮されているか。 ・防犯、不審者対策の訓練の実施 ・緊急時の関係機関との連絡体制の整備	保育指針第3章3(2) 県防犯対策点検項目のガイドライン	0	0

重点事項	項目	着眼点	根拠法令等	文書指導	監査メモ (軽微な指導)
	5 その他				
	(1) 帳簿	職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されているか。	最低基準条例第17条	0	0
	(2) 個人情報の取扱い	①個人情報の取得に関し、適正に取り扱っているか。 ・HP等への写真掲載など個人情報に関する同意書の取得 ②個人情報の漏えいの防止等のための措置を講じているか。 ・個人情報保護に関する規定の整備	保育指針第1章1(5)ウ 個人情報保護法第15～27条	0	1
合計				0	35

※「一」部分は、保健福祉政策課担当部分
※各件数は、該当園の合計数